

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1. 基本理念

「安全で住みよいまちづくり」を実現していくために、家庭や事業所から排出される生活排水を衛生的に処理し、水環境を保全していきます。

### 2. 基本方針

#### 生活排水の適正処理

し尿・生活排水の収集及び処理、浄化槽汚泥の処理等を適切に実施し、衛生的な生活環境を維持します。

#### 下水道の整備・普及促進

市内の生活排水は、将来的には全て下水道により処理することを基本とし、水洗化の促進や下水道施設の整備充実を進めます。

### 3. 現状

#### (1) 河川水質調査

##### ■ 河川水質調査

項目 (単位) 基準値	調査地点		水質調査結果				
			平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
流量 (m <sup>3</sup> /s)	乞田川	稲荷橋	0.051	0.018	0.017	0.021	0.013
		行幸橋	0.242	0.190	0.129	0.180	0.084
	大栗川	久保下橋	0.590	0.366	0.566	0.334	0.365
		新大栗橋	1.217	0.525	0.555	0.482	0.495
		合流点手前	1.323	0.643	0.670	0.759	0.596
水素イオン濃度 (pH) A類型：6.5以上 8.5以下	乞田川	稲荷橋	8.4	8.5	8.3	8.7	9.0
		行幸橋	8.9	8.2	9.2	8.6	9.4
	大栗川	久保下橋	8.7	8.5	9.1	8.9	9.4
		新大栗橋	8.4	8.0	8.8	8.3	8.7
		合流点手前	8.1	8.0	8.2	8.2	8.5
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L) A類型：2以下	乞田川	稲荷橋	1.8	1.1	2.3	0.8	1.8
		行幸橋	1.1	<0.5	1.4	0.6	1.2
	大栗川	久保下橋	1.0	1.2	1.5	0.8	1.2
		新大栗橋	0.7	0.9	1.5	0.6	1.0
		合流点手前	0.6	0.6	1.0	0.5	1.1
化学的酸素 要求量 COD (mg/L)	乞田川	稲荷橋	3.0	1.7	6.0	2.4	4.9
		行幸橋	2.5	1.8	2.8	2.2	3.2
	大栗川	久保下橋	2.5	1.9	3.1	3.1	3.6
		新大栗橋	2.2	1.8	2.4	2.4	3.6
		合流点手前	2.0	1.7	2.9	2.2	3.9
浮遊物質 SS (mg/L) A類型：25以下	乞田川	稲荷橋	2	<1	6	1	5
		行幸橋	2	<1	2	3	1
	大栗川	久保下橋	2	5	2	2	1
		新大栗橋	3	3	2	2	1
		合流点手前	3	2	3	1	<1
溶存酸素 DO (mg/L) A類型：7.5以上	乞田川	稲荷橋	11.7	11.8	9.4	10.9	10.7
		行幸橋	12.5	12.3	11.2	12.3	12.5
	大栗川	久保下橋	12.1	12.0	10.0	11.9	11.9
		新大栗橋	11.8	10.1	10.6	11.6	12.4
		合流点手前	10.3	10.0	14.2	11.5	13.0

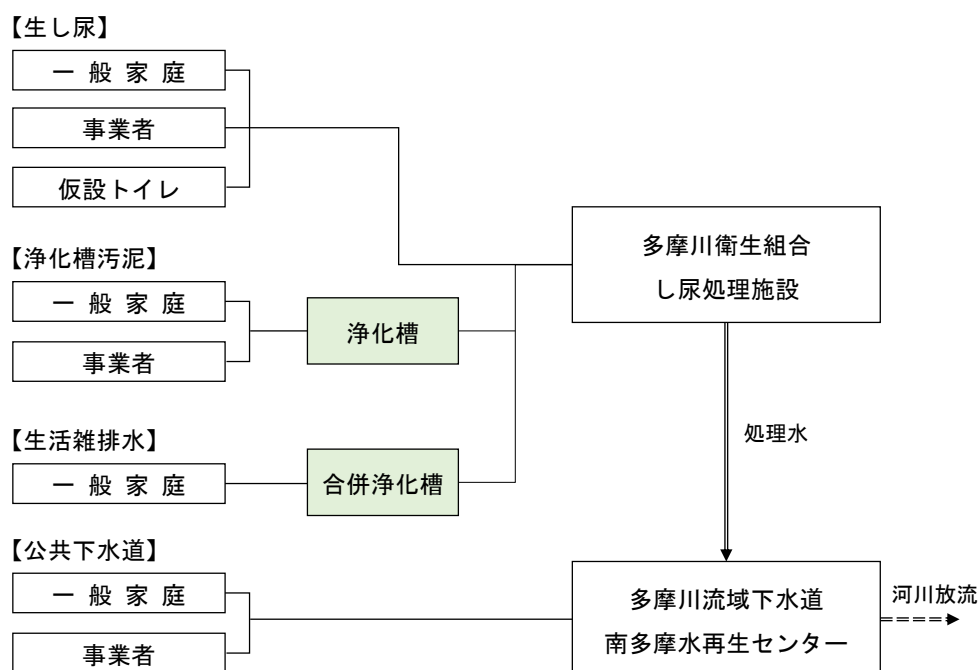
資料：令和3年度環境調査結果、河川等調査業務委託報告書

## (2) 排出構造

本市の生活排水処理は、人口の約 99.79%※が公共下水道を利用しており、残りの 0.21%は浄化槽での処理及びくみ取り収集となっています。くみ取りし尿・生活雑排水及び浄化槽汚泥については、多摩川衛生組合し尿処理施設へ搬入し衛生的に処理しています。

※水洗化人口が行政人口に占める割合（令和3年度末）

### ■ 生活排水処理フロー



### 本市におけるマイクロプラスチック調査結果

令和2（2020）年7月、市内を流れる乞田川と大栗川の4地点において水面付近の水を採取し、マイクロプラスチック等の流出実態調査を実施しました。

確認されたプラスチックは、1 m<sup>3</sup>あたり平均約2.7個で、人工芝やコーティング肥料、発泡スチロール等が見つかっており、すべての地点でマイクロプラスチックが確認されました。ポリウレタンやポリスチレン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ナイロンなど様々な成分のプラスチックがあり、本市の河川からもマイクロプラスチックの原因となるものが流れ出ていることが分かりました。

### (3) 処理形態別人口の推移

#### ■ 処理形態別人口の推移

年度末人口、(人)

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
計画処理区域人口	148,654	148,691	148,835	148,411	147,552
下水道人口	148,328	148,364	148,508	148,085	147,227
合併処理浄化槽人口	21	22	22	21	21
単独処理浄化槽人口	171	171	171	171	170
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
農業集落排水施設人口	0	0	0	0	0
非水洗化人口	134	134	134	134	134

### (4) 下水道の現状

#### 1) 下水道の推移

令和3年(2021)度末時点における下水道普及率(人口比)は、約100%、下水道普及率(面積比)は99.84%となっています。

下水道の推移を次に示します。

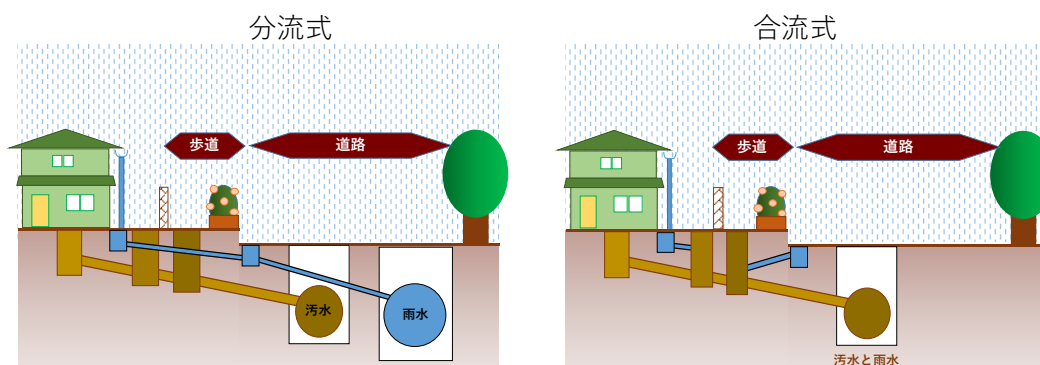
#### ■ 下水道の推移

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
計画決定面積 (ha)	2,019	2,019	2,019	2,019	2,019
整備率 (%)	99.75	99.75	99.76	99.76	99.84

資料：多摩市下水道プラン2020

#### 下水道の種類

下水道は、家庭からの汚水と雨水を一緒に下水処理場へ送る「合流式」と、汚水と雨水を別々の管路で集め、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流する「分流式」があります。多摩市では分流式を採用しています。



参考：国土交通省ホームページ

## 2) 処理施設

多摩ニュータウン地域及び既存地域の汚水は、稲城、多摩、八王子、町田、日野の5市にまたがる地域の下水を南多摩水再生センターで処理しています。南多摩水再生センターの概要を次に示します。

### ■ 多摩川流域下水道南多摩水再生センターの概要

運転開始	昭和46(1971)年3月	敷地面積	251,563㎡
処理能力	既定計画時点	令和2年度末現在※	
	181,700㎡/日	159,250㎡/日	
水処理施設	沈砂池	8池	8池
	第一沈殿池	8池	6池
	反応槽	8槽	7槽
	第二沈殿池	8池	7池
汚泥処理施設	濃縮槽	2槽	2槽
	遠心濃縮機	3台	3台
	脱水機	4台	6台
	焼却炉	3基	2基

資料：東京都下水道局事業概要（令和3(2021)年度）

## (5) 生活排水処理の現状

### 1) し尿の推移

#### ■ し尿の推移

(単位：ℓ/年)

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
一般世帯	40,300	34,500	25,700	24,500	31,500
特別世帯	0	0	200	0	0
公共施設	115,700	109,200	106,500	56,000	68,500
小計	156,000	143,700	132,400	80,500	100,000
仮設トイレ等	97,000	93,400	84,100	82,300	83,400
合計	253,000	237,100	216,500	162,800	183,400
年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
収集世帯数(件)	70	70	70	69	69
収集回数(回)	339	359	297	279	267
収集車両台数(台)	116	132	112	109	126
収集要員(人/台)	2	2	2	2	2

## 2) 浄化槽汚泥の推移

### ■ 浄化槽汚泥の推移

(単位：ℓ/年)

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
単独処理浄化槽汚泥	61,000	67,500	75,300	76,900	50,600
合併処理浄化槽汚泥	20,500	15,000	18,500	9,000	9,000
合計	81,500	82,500	93,800	85,900	59,600

## 3) 貯留槽の推移

### ■ 貯留槽の推移

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
貯留槽収集回数 (回)	24	32	49	11	20
貯留槽収集量 (ℓ/年)	23,400	31,800	33,950	36,600	41,400

## 4) 雑排水の推移

### ■ 雑排水の推移

年度	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
単雑排水収集回数 (回)	0	0	0	0	0
雑排水収集量 (ℓ/年)	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

## 4. 生活排水処理の主体

### ■ 処理主体

処理施設の種類	対象生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿・生活雑排水・工場排水・雨水等	多摩川流域下水道 南多摩水再生センター
合併処理浄化槽	し尿	各所有者
単独処理浄化槽	し尿	各所有者
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水	多摩川衛生組合

## 5. 対象生活排水

本計画の生活排水処理事業は、くみ取り式便所からのし尿の収集・運搬及び処分と生活雑排水・浄化槽汚泥の処分を対象とします。

## 6. 排出抑制・資源化計画

①下水道普及地域における浄化槽施設の下水道への接続転換を促進し、浄化槽汚泥の排出の抑制を図ります。

②し尿、浄化槽汚泥は、できるかぎり資源化します。

## 7. 収集・運搬計画

①し尿収集人口がなくなるまで、民間委託により収集・運搬します。

②し尿の収集量の減少に応じて、効率的な収集・運搬体制を検討します。

### ■ 収集・運搬体制

収集対象区域	本市全域
収集体制	民間委託
収集回数	原則として、月1回
収集車両	バキューム車

## 8. 最終処分計画

し尿・生活雑排水・浄化槽汚泥の処理は、多摩川衛生組合し尿処理施設で衛生的に委託処理します。

### ■ し尿処理施設の概要

名称	多摩川衛生組合し尿処理施設
所在地	東京都稲城市大丸1528番地
竣工年月	平成14(2002)年4月
処理方式	直接脱水法+活性汚泥法 (し尿) 7.5キロリットル/日
処理能力	(浄化槽汚泥) 15.9キロリットル/日
排水希釈	3倍
処理水放流先	多摩川流域下水道南多摩水再生センター
脱臭設備	(高濃度臭気) 酸・アルカリ洗浄処理+活性炭吸着処理 (低濃度臭気) 活性炭吸着処理

## 9. その他

①浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定点検について広報等を通じてその啓発に努めます。

②下水道未供用地域における家庭から排出される生活雑排水の収集運搬に要する経費の一部を市が負担し、住民の負担を軽減します。

③下水道未供用地域における浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、浄化槽の清掃作業にかかる経費の一部を市が負担し、住民の負担を軽減します。



# 資 料 編

## 1. 本市の沿革

鎌倉時代には交通の要所として関所が設けられ、室町時代には宿場も栄えました。

明治維新の後、多摩市は品川県と韮山県に分属し、明治元年11月には、統一して神奈川県に所属することになりました。

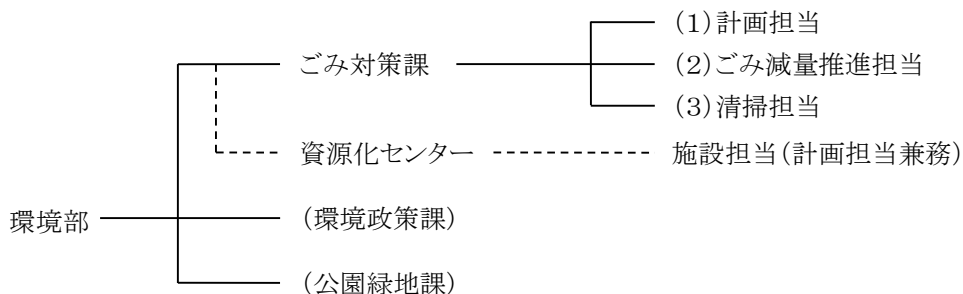
明治22（1889）年4月1日の市町村制の施行時に、8か村（関戸・連光寺・貝取・乞田・落合・和田・東寺方・一ノ宮）と百草村・落川の飛び地が合併して、南多摩郡多摩村が誕生しました。その後、明治26年には、東京府における水利問題から東京府に編入され、昭和39（1964）年4月1日に町制を施行し多摩町となり、昭和40年にニュータウン建設区域として計画決定されました。

昭和46（1971）年の多摩ニュータウン入居開始をきっかけに、同年11月1日には人口約4万人の多摩市が誕生しました。その後急速な発展を続け、令和3（2021）年には市政施行50周年を迎え、約14万7千人の人口を擁するまちに成長しました。

## 2. 組織・事務分掌

### (1) 清掃行政機構

#### ■ 組織図



(令和4年7月1日現在)

### (2) ごみ対策課分掌事務

#### 1) 計画担当（資源化センター施設担当）

- ① 廃棄物処理基本計画に関すること。
- ② 清掃事業の計画に関すること。
- ③ 東京たま広域資源循環組合に関すること。
- ④ 多摩ニュータウン環境組合に関すること。
- ⑤ 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ⑥ 資源化センターに関すること。
- ⑦ 課の庶務に関すること。
- ⑧ 課の他の担当に属さないこと

## 2) ごみ減量推進担当

- ①ごみの減量・資源化及びリサイクルに関すること。
- ②ごみの減量思想の普及向上に関すること。
- ③廃棄物減量等推進員に関すること。
- ④資源集団回収に関すること。
- ⑤オフィス町内会に関すること。
- ⑥施設見学会、減量啓発行事の実施計画に関すること。
- ⑦たまごみ会議に関すること。
- ⑧事業系大規模建築物の減量指導に関すること。
- ⑨一般廃棄物処理業許可及び指導に関すること

## 3) 清掃担当

- ①廃棄物の収集運搬に関すること。
- ②し尿処理に関すること。
- ③清掃手数料の徴収に関すること。
- ④美化推進に関すること。
- ⑤浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。

## 多摩市廃棄物減量等推進審議会

「多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、平成6年1月から設置されている市長の付属機関です。本審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、市長に答申するものです。委員の選任に関しては、「多摩市自治基本条例」に基づき選任されております。

この度の審議会の、令和3年5月から令和4年11月においては「多摩市一般廃棄物処理基本計画」（令和5年～令和14年版）について審議し、令和4年11月〇〇日に多摩市長へ答申を行っています。

- (1) 令和3年度 4回開催 令和4年度 5回開催、計9回開催
- (2) 審議会委員 15名
- (3) 任 期 2年（令和4年7月1日から令和6年6月30日）

■ 多摩市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（敬称略、令和4年7月1日現在）

職名	氏名	備考
会長	山谷 修作	学識経験者
副会長	江川 美穂子	たまごみ会議
委員	松波 淳也	学識経験者
委員	佐々木 義春	事業者
委員	峰岸 政宏	事業者
委員	岩井 隆之	事業者
委員	園部 亨	事業者
委員	浅井 民雄	多摩市民環境会議
委員	横山 幸司	自治会連合会
委員	野上 友香	小学校PTA代表
委員	岡村 隆広	市民代表（公募）
委員	小山 貴弓	市民代表（公募）
委員	須藤 忠志	農業団体連絡会
委員	平野 紀美子	消費者団体等連絡会
委員	小林 弘宜	行政関係者

4) 多摩市廃棄物減量等推進審議会活動（令和3年5月～令和4年10月）

◎令和3年度第1回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和3年5月24日（月）午後2時開催 エコプラザ多摩3階研修室

- (1) 市長挨拶
- (2) 基本計画改定概要説明
- (3) 議事
  - ①審議会へ諮問
  - ②委員提案について
- (4) 報告事項
  - ①令和2年度ごみ減量・資源化の状況について（速報値）
  - ②多摩市一般廃棄物処理基本計画策定スケジュールについて

◎令和3年度第2回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年8月23日（月）午後2時開催 エコプラザ多摩3階研修室

- (1) 議事
  - ①委員提案について

◎令和3年度第3回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和3年11月25日（木）午後2時開催 エコプラザ多摩3階研修室

- (1) 議事
  - ①ごみ減量・資源化の状況の推移について

- ②基本計画目標項目について
- ③多摩市プラスチック削減方針案について

◎令和3年度第4回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年2月21日（月）午後2時開催 エコプラザ多摩3階研修室

- (1) 報告事項
  - ①多摩市プラスチック削減方針について
- (2) 多摩市一般廃棄物処理基本計画目標項目について
- (3) 議題
  - ①排出抑制計画「目標」及び施策の展開について

◎令和4年度第1回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年5月19日（木）午後2時開催 エコプラザ多摩3階研修室

- (1) 報告事項
  - ①委員変更について
  - ②事務局職員の変更について
  - ③一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託の請負契約の締結について
- (2) 多摩市一般廃棄物処理基本計画の構成及び目標項目について
- (3) 議題
  - ①廃棄物処理の現状と課題について
    - ・令和3年度ごみ減量・資源化の状況について
    - ・令和3年度ごみの組成について
    - ・資源収集量の推移について
    - ・課題の抽出について

◎令和4年度第2回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年7月7日（木）午後2時開催 エコプラザ多摩3階研修室

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 議題
  - ①多摩市廃棄物減量等推進審議会の設置について
  - ②審議会運営についての申し合わせ事項について
  - ③多摩市一般廃棄物処理基本計画について  
（「計画概要」、「多摩市の状況」等について）
  - ④ごみ処理基本計画について
  - ⑤計画目標値について
- (3) 報告事項
  - ①令和4年度多摩市立資源化センターその他設備等改修工事の  
工事請負契約の締結について

◎令和4年度第3回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年8月26日（金）午後2時開催 エコプラザ多摩3階研修室

（1）議題

- ①ごみ減量目標について
- ②ごみ処理基本計画について
  - ・収集・運搬計画について
  - ・中間処理計画について
  - ・最終処分計画について
  - ・ごみ減量化・資源化のための組織活動・協働の取組み
  - ・その他ごみ処理に関し必要な事項
- ③生活排水処理計画について

◎令和4年度第4回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年10月7日（金）午後2時開催 エコプラザ多摩3階研修室

（1）議題

- ①多摩市一般廃棄物処理基本計画（素案）について

◎令和4年度第5回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年11月4日（金）午前10時開催 エコプラザ多摩3階研修室

（1）議題

- ①多摩市一般廃棄物処理基本計画（決定案）について
- ②多摩市一般廃棄物処理基本計画（答申）（案）について

◎多摩市廃棄物減量等推進審議会 答申

令和4年11月〇〇日（〇）午前〇〇時 多摩市役所  
山谷会長・江川副会長より多摩市長へ答申

◎パブリックコメント

令和4年12月21日（水）から令和5年1月18日（水）まで実施

## 参考資料

### ■ 多摩市廃棄物減量等推進審議会への諮問／諮問書

3多環ご第101号  
令和3年5月24日

多摩市廃棄物減量等推進審議会会長 殿

多摩市長 阿部 裕行

多摩市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条第1項第2号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

#### 1. 諮問事項

「多摩市一般廃棄物処理基本計画」の策定について

#### 2. 諮問理由

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村区域内における一般廃棄物の処理を行うため一般廃棄物に関する計画を定めることになっています。

多摩市では、循環型社会の形成を目指し、平成25年に平成34（令和4）年度までの10年間の計画とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「協働の力で環境負荷の少ない循環型のまち多摩を構築する」という基本理念の下、ごみ減量・資源化の推進に取り組んでおり、市民協働によりその成果が出ています。

しかし、この間、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化しており、特に世界規模での環境汚染が懸念されているプラスチックごみや気候異常をもたらす環境問題においても廃棄物の適正処理方策など新たな課題が山積されています。

また、国においては、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、持続可能な社会づくりとの統合的取り組みや、多種多様な地域循環共生圏による地域活性化などライフサイクル全体での資源循環と適正処理の推進など環境の再生に取り組む指針が示されました。さらに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律制定の動きもあることから、これらを受け、多摩市でも、さらなる市民の活力が発揮される市民協働によるまちづくりを基礎に、持続可能な社会の実現に向けて取り組むこととなります。

また、いまだ終息が見えない新型コロナウイルス感染症による行動制限等市民生活の変容もあります。

このような状況の中、現計画の終了を迎えるにあたり、施策の実施状況や数値目標の達成状況、廃棄物行政を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえた検討、検証が必要です。

これらを踏まえ、今後の循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や施策の展開の方向性等を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、多摩市一般廃棄物減量等審議会において、専門的な見地や市民の視点からご審議していただきたく、諮問いたします。

■ 多摩市廃棄物減量等推進審議会答申／答申書

～答申書（作成中）～



### 3. 処理手数料

#### (1) 廃棄物処理手数料

##### 1) 家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

区分	手数料
ア 家庭廃棄物を有料指定袋で排出する占有者（イに該当する者を除く。）	ミニ袋（容量5リットル相当） 1袋につき 7円 小袋（容量10リットル相当） 1袋につき 15円 中袋（容量20リットル相当） 1袋につき 30円 大袋（容量40リットル相当） 1袋につき 60円
イ プラスチックを排出する占有者又は事業者	プラスチック用袋（容量20リットル相当） 1袋につき 10円
ウ 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者（イに該当する者を除く。）	1キログラムにつき 45円 ただし、有料指定袋を使用して排出するときは、指定袋の容量20リットルまでごとに 140円
エ 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 45円 ただし、粗大ごみについては、2,400円を上限として品目別に規則で定める。
オ 市長の指定する処理施設に家庭廃棄物を運搬した占有者	1キログラムにつき 25円
カ 市長の指定する処理施設に事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を運搬した事業者	1キログラムにつき 25円

##### 2) し尿及び汚でい

区分	手数料
ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に掲げる処理区域であって、同法第9条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による公共下水道の供用開始の公示の日から3年を経過した区域（以下この表において「公示経過処理区域」という。）内にある一般家庭の便所から排出するし尿の収集、運搬及び処分を受けようとする当該一般家庭の占有者	1月1回につき 1,500円 ただし、1月に1回を超える場合は、当該超える1回につき 750円
イ 公示経過処理区域内にある事業活動に使用する施設（仮設で設置した施設を除く。）又は不特定多数の者が使用する施設（仮設で設置した施設を除く。）の便所から排出するし尿の収集、運搬及び処分を受けようとする当該施設の占有者又は事業者	1リットルにつき 32円
ウ 仮設で設置した施設から生じるし尿の処分を受けようとする当該施設の占有者又は事業者	1リットルにつき 20円
エ 公示経過処理区域内にある一般家庭、事業活動に使用する施設又は不特定多数の者が使用する施設の浄化槽、貯留槽（公共下水道に接続しているものを除く。）等の清掃等に伴って生じる汚でいの処分を受けようとする当該一般家庭の占有者又は当該施設の占有者若しくは事業者	1リットルにつき 20円

## (2) 動物死体処理手数料

動物の死体 1頭につき 5,000円 (令和4年7月1日現在)

## (3) 清掃手数料

### ■ 清掃手数料

(単位：円)

年度	平成23	平成24	平成25	平成26
ごみ処理手数料	227,098,750	231,963,000	231,050,500	236,655,225
し尿処理手数料	4,938,620	4,432,660	5,402,670	4,450,630
一般廃棄物処理業許可申請手数料	250,000	0	240,000	0
犬猫等死体処理手数料	490,000	490,000	545,000	590,000
事業系ごみ処理手数料	17,749,744	16,503,544	16,031,854	15,958,347
粗大ごみ処理手数料	31,731,420	39,262,140	30,627,940	28,071,598
浄化槽清掃業許可申請手数料	20,000	0	20,000	0
家庭系ごみ処理手数料	267,343,443	261,973,244	268,070,249	253,829,141
管路収集手数料	—	—	—	—
境界証明等	—	—	—	—
<b>計</b>	<b>549,621,977</b>	<b>554,624,588</b>	<b>551,988,213</b>	<b>539,554,941</b>

年度	平成27	平成28	平成29	平成30
ごみ処理手数料	229,466,500	254,382,600	279,314,000	279,682,200
し尿処理手数料	5,081,570	4,493,820	4,106,750	4,290,400
一般廃棄物処理業許可申請手数料	240,000	0	210,000	0
犬猫等死体処理手数料	595,000	490,000	660,000	735,000
事業系ごみ処理手数料	16,463,447	16,293,820	15,531,840	14,651,180
粗大ごみ処理手数料	28,541,128	29,665,800	28,202,000	29,416,000
浄化槽清掃業許可申請手数料	20,000	0	30,000	0
家庭系ごみ処理手数料	259,480,200	264,601,603	263,668,985	265,953,186
管路収集手数料	—	—	—	—
境界証明等	—	—	—	300
<b>計</b>	<b>539,887,845</b>	<b>569,927,643</b>	<b>591,723,575</b>	<b>594,727,966</b>

年度	令和元	令和2	令和3
ごみ処理手数料	274,216,650	229,453,600	237,930,650
し尿処理手数料	4,565,350	4,437,900	4,359,350
一般廃棄物処理業許可申請手数料	200,000	0	200,000
犬猫等死体処理手数料	630,000	500,000	590,000
事業系ごみ処理手数料	15,690,100	15,216,930	15,437,540
粗大ごみ処理手数料	31,212,000	36,150,600	35,314,000
浄化槽清掃業許可申請手数料	30,000	0	30,000
家庭系ごみ処理手数料	276,200,955	281,792,357	282,034,911
管路収集手数料	—	—	—
境界証明等	—	—	—
<b>計</b>	<b>602,745,055</b>	<b>567,551,387</b>	<b>575,896,451</b>

#### 4. 多摩市食品ロス実態調査結果(令和2年度実施)

本市では、食品ロスの実態を把握するため、令和3年(2021)年3月に家庭から排出される「燃やせるごみ」の中に含まれる食品ロスの現状を調査しました。

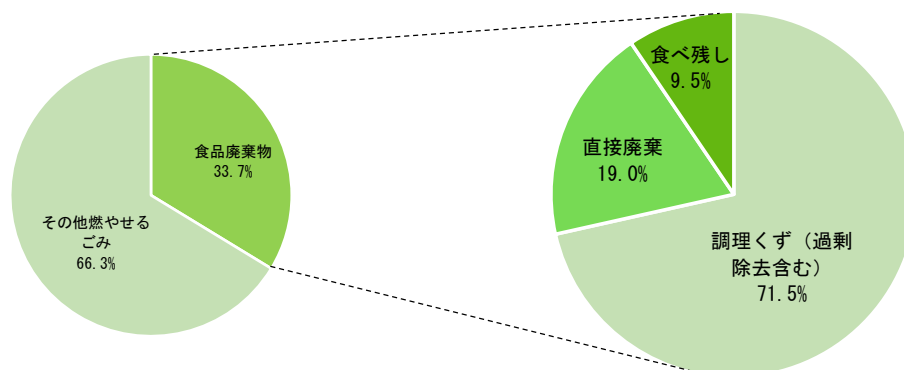
##### ■実施概要

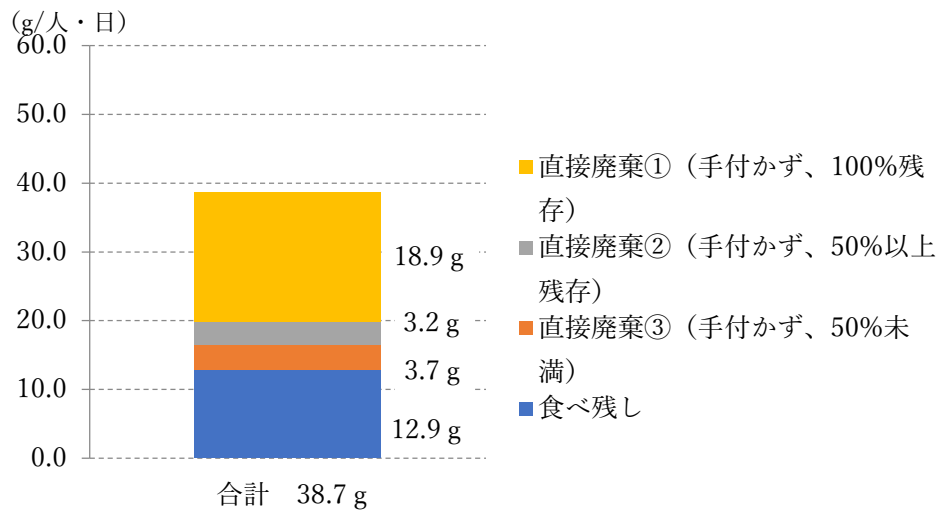
- ・①A地域(マンション)、②B地域(団地)、③C地域(戸建て住宅)の3地域を調査対象とした。
- ・3地域合計で約378kgの試料から食品廃棄物(約127kg)を抽出、細組成調査を行った。
- ・サンプルは大型乗用車で収集、収集したごみは全量を調査試料とした。

##### ■調査結果

- ・試料中の食品廃棄物の割合は、3地域の合計で33.7%であった。地域別では②B地域(団地)が38.9%と最も高く、次いで③C地域(戸建て住宅)が36.6%、①A地域(マンション)が28.2%であった。
- ・食品廃棄物のうち食品ロスの重量割合は、3地域の合計で28.5%であった。地域別では①A地域(マンション)が29.3%と最も高く、③C地域(戸建て住宅)が28.1%、②B地区(団地)が28.0%となっている。
- ・地域ごとに食品ロスの割合は異なり、①A地域(マンション)の食品ロスの割合は、②B地区(団地)よりも1.3ポイント多い。
- ・調査結果と年間のごみ量の実績をもとに、1人1日あたりの食品ロス発生量を推計すると38.7g/人・日となった。内訳を見ると直接廃棄(手付かず、100%)が18.9g/人・日、直接廃棄(手付かず、50%以上残存)が3.2g/人・日、直接廃棄(手付かず、50%未満)が3.7g/人・日、食べ残しが12.9g/人・日と推計された。
- ・多摩市内の全世帯に換算すると年間約2,095tにもなります。

##### ■ 燃やせるごみに含まれる食品廃棄物、食品ロスの割合





1人1日あたりの食品ロス発生量



直接廃棄



組成調査の様子 (分別作業)

## 5. ごみの将来推計

### (1) 現状推移時

原単位

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
人口	147,922	147,539	147,156	146,773	146,391	145,759	145,127	144,495	143,863	143,233	142,466	141,699
家庭系ごみ	570.6	564.2	564.4	564.7	564.9	565.2	565.6	566.0	566.4	566.8	567.3	567.8
可燃ごみ	401.6	401.0	401.7	402.4	403.1	403.8	404.5	405.2	405.9	406.6	407.3	408.0
不燃ごみ	15.6	15.9	15.7	15.6	15.4	15.3	15.1	15.0	14.9	14.7	14.6	14.4
粗大ごみ	18.4	16.3	16.7	17.0	17.4	17.7	18.1	18.4	18.8	19.1	19.5	19.8
資源	120.4	116.6	115.4	114.3	113.2	112.1	111.0	110.0	109.0	108.1	107.2	106.3
新聞	4.3	4.1	4.0	3.9	3.7	3.6	3.5	3.4	3.2	3.1	3.0	2.9
雑誌	28.9	27.9	26.9	26.0	25.1	24.2	23.3	22.5	21.7	21.0	20.2	19.5
ダンボール	19.7	19.3	19.0	18.6	18.3	17.9	17.6	17.2	16.9	16.5	16.2	15.8
紙パック	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
古布	8.1	7.3	7.5	7.8	8.0	8.3	8.5	8.8	9.0	9.3	9.5	9.8
ビン	18.6	18.5	18.5	18.4	18.3	18.3	18.2	18.2	18.1	18.1	18.0	18.0
缶	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ペットボトル	10.7	10.6	10.5	10.3	10.2	10.1	10.0	9.9	9.7	9.6	9.5	9.4
白色トレイ	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プラスチック（製品）	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
プラスチック（容器）	19.8	18.6	18.8	19.1	19.3	19.6	19.8	20.1	20.3	20.6	20.8	21.1
粗大再利用	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小型家電・金属類	3.2	3.3	3.3	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.8
金属類（資源化センター）	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有害性ごみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
直接搬入	10.4	10.1	10.7	11.2	11.7	12.2	12.7	13.3	13.8	14.3	14.8	15.3
可燃	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
粗大（許可）	3.2	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3	4.5	4.8	5.0	5.3	5.5
粗大	6.4	6.3	6.6	6.8	7.1	7.3	7.6	7.8	8.1	8.4	8.6	8.9
草枝	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
資源（施設持込）	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9
ダンボール	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
雑誌	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
剪定枝	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
缶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ	120.1	122.4	124.7	127.0	129.3	131.6	133.9	136.2	138.5	140.8	143.1	145.4
可燃ごみ	119.1	121.4	123.7	125.9	128.2	130.5	132.8	135.1	137.4	139.6	141.9	144.2
許可業者	113.6	115.6	117.7	119.7	121.8	123.8	125.8	127.9	129.9	131.9	134.0	136.0
事業所	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2	2.3
草枝	3.5	3.7	3.9	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	5.0	5.2	5.3	5.5
一般その他	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
不燃ごみ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
粗大ごみ	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1
総ごみ量（集団回収以外）	690.7	686.6	689.1	691.7	694.2	696.9	699.5	702.2	704.9	707.6	710.4	713.2

集団回収	56.3	55.1	54.1	53.2	52.2	51.4	50.5	49.7	49.0	48.2	47.6	46.9
びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アルミ缶	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
スチール缶	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ペットボトル	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
新聞	21.9	21.1	20.4	19.7	19.0	18.3	17.7	17.1	16.5	15.9	15.3	14.8
雑誌・雑紙	18.4	17.8	17.1	16.5	16.0	15.4	14.9	14.3	13.8	13.4	12.9	12.4
ダンボール	12.1	12.3	12.7	13.0	13.4	13.7	14.0	14.4	14.7	15.1	15.4	15.8
紙パック	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
古布	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8

排出量

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
家庭系ごみ	30,812	30,385	30,400	30,250	30,186	30,072	30,042	29,849	29,740	29,633	29,578	29,367
可燃ごみ	21,684	21,597	21,638	21,560	21,541	21,485	21,488	21,373	21,316	21,259	21,239	21,103
不燃ごみ	844	855	847	835	825	813	804	791	780	769	760	747
粗大ごみ	991	880	899	913	929	944	960	972	986	1,000	1,015	1,025
資源	6,507	6,281	6,218	6,122	6,047	5,963	5,898	5,802	5,725	5,651	5,588	5,497
新聞	231	223	216	207	199	191	184	177	170	163	157	150
雑誌	1,563	1,502	1,449	1,391	1,339	1,287	1,240	1,188	1,141	1,096	1,055	1,010
ダンボール	1,066	1,042	1,023	999	977	954	934	909	886	864	844	818
紙パック	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
古布	439	393	406	418	430	441	454	463	474	485	497	506
ビン	1,005	997	994	986	980	973	969	959	952	945	939	929
缶	332	329	329	327	326	325	325	323	321	320	319	317
ペットボトル	579	570	563	554	546	537	530	520	511	503	495	485
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック（製品）	40	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	37
プラスチック（容器）	1,071	1,002	1,015	1,023	1,034	1,042	1,054	1,059	1,068	1,076	1,086	1,090
粗大再利用	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
小型家電・金属類	173	179	176	172	169	166	163	160	157	153	151	147
金属類（資源化センター）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有害性ごみ	52	54	54	54	53	53	53	53	53	52	52	52
直接搬入	564	546	574	599	626	651	677	700	724	748	771	794
可燃	29	27	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26
粗大（許可）	174	163	176	189	202	214	227	238	250	262	274	285
粗大	346	339	353	365	378	390	403	414	425	437	449	459
草枝	15	17	18	19	19	20	21	22	22	23	24	25
資源（施設持込）	170	171	169	167	165	163	161	159	157	154	153	150
ダンボール	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
雑誌	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
剪定枝	150	149	148	146	144	142	140	138	136	134	132	129
缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	6,481	6,592	6,716	6,804	6,909	7,002	7,113	7,184	7,274	7,362	7,463	7,521
可燃ごみ	6,428	6,537	6,660	6,747	6,852	6,943	7,053	7,124	7,212	7,300	7,400	7,458
許可業者	6,132	6,227	6,338	6,413	6,506	6,586	6,684	6,744	6,822	6,898	6,986	7,035
事業所	84	89	93	96	99	101	105	107	110	113	115	118
草枝	189	198	208	217	226	235	245	253	261	270	278	286
一般その他	23	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	19
不燃ごみ	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
粗大ごみ	49	50	51	52	52	53	54	55	56	57	58	58
総ごみ量（集団回収以外）	37,293	36,977	37,116	37,054	37,095	37,074	37,155	37,033	37,014	36,995	37,041	36,888

集団回収	3,042	2,970	2,915	2,848	2,791	2,732	2,683	2,622	2,571	2,522	2,480	2,426
びん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ缶	84	81	81	80	80	80	80	79	79	78	78	78
スチール缶	11	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10
ペットボトル	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
新聞	1,183	1,138	1,098	1,054	1,015	975	939	900	865	831	800	765
雑誌・雑紙	993	956	923	886	853	819	789	756	727	698	672	643
ダンボール	653	664	682	697	714	729	746	759	773	788	804	815
紙パック	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21
古布	95	97	97	96	96	96	96	95	95	94	94	93

処理処分量

不燃物処理	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
入 収集	844	855	847	835	825	813	804	791	780	769	760	747
入 持込	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計	848	861	853	840	830	819	810	796	785	775	765	752
出 資源化	149	151	150	148	146	144	142	140	138	136	134	132
出 焼却	698	709	702	692	683	674	666	655	646	638	630	619
出 その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	848	861	853	840	830	819	810	796	785	775	765	752

粗大処理	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	
搬入	収集	991	880	899	913	929	944	960	972	986	1,000	1,015	1,025
	持込	569	552	580	605	632	657	684	707	731	755	781	801
	合計	1,560	1,432	1,479	1,518	1,561	1,601	1,644	1,679	1,717	1,755	1,796	1,826
搬出	資源化	273	251	259	266	273	280	288	294	300	307	314	320
	焼却	1,285	1,180	1,219	1,251	1,286	1,319	1,355	1,383	1,414	1,446	1,479	1,504
	その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	合計	1,560	1,432	1,479	1,518	1,561	1,601	1,644	1,679	1,717	1,755	1,796	1,826

有害性ごみ	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
収集量	52	54	54	54	53	53	53	53	53	52	52	52
処理量	52	54	54	54	53	53	53	53	53	52	52	52

可燃物処理	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	
搬入	収集	21,684	21,597	21,638	21,560	21,541	21,485	21,488	21,373	21,316	21,259	21,239	21,103
	持込	6,443	6,554	6,678	6,766	6,871	6,964	7,074	7,146	7,235	7,323	7,424	7,483
	不燃残渣	698	709	702	692	683	674	666	655	646	638	630	619
	粗大残渣	1,285	1,180	1,219	1,251	1,286	1,319	1,355	1,383	1,414	1,446	1,479	1,504
焼却処理	30,110	30,039	30,237	30,268	30,381	30,441	30,583	30,557	30,612	30,665	30,772	30,709	
搬出	焼却鉄	161	161	162	162	162	163	164	163	164	164	165	164
	非磁性物	403	402	405	405	407	407	409	409	410	410	412	411
	焼却灰	2,803	2,796	2,815	2,818	2,828	2,834	2,847	2,845	2,850	2,855	2,865	2,859
	骨材化量	196	196	197	197	198	198	199	199	199	200	200	200

資源化量	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
集団回収	3,042	2,970	2,915	2,848	2,791	2,732	2,683	2,622	2,571	2,522	2,480	2,426
分別資源	6,677	6,452	6,387	6,289	6,212	6,126	6,059	5,961	5,882	5,805	5,741	5,647
家庭系資源物	6,507	6,281	6,218	6,122	6,047	5,963	5,898	5,802	5,725	5,651	5,588	5,497
事業系資源物	170	171	169	167	165	163	161	159	157	154	153	150
処理後資源	3,985	3,956	3,987	3,995	4,014	4,026	4,049	4,050	4,061	4,072	4,090	4,086
不燃資源物	149	151	150	148	146	144	142	140	138	136	134	132
粗大資源物	273	251	259	266	273	280	288	294	300	307	314	320
焼却鉄	161	161	162	162	162	163	164	163	164	164	165	164
非磁性物	403	402	405	405	407	407	409	409	410	410	412	411
焼却灰	2,803	2,796	2,815	2,818	2,828	2,834	2,847	2,845	2,850	2,855	2,865	2,859
骨材化量	196	196	197	197	198	198	199	199	199	200	200	200
合計	13,704	13,378	13,289	13,132	13,017	12,884	12,791	12,633	12,514	12,399	12,311	12,159
資源化率	34.0	33.5	33.2	32.9	32.6	32.4	32.1	31.9	31.6	31.4	31.2	30.9

## (2) 目標達成時

原単位

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
人口	147,922	147,539	147,156	146,773	146,391	145,759	145,127	144,495	143,863	143,233	142,466	141,699
家庭系ごみ	570.6	564.2	559.8	555.4	551.1	546.7	542.5	538.2	534.0	529.8	525.7	521.6
可燃ごみ	401.6	401.0	395.6	389.1	382.6	376.1	369.6	363.1	356.6	350.1	343.6	337.0
不燃ごみ	15.6	15.9	15.4	14.9	14.4	13.8	13.3	12.8	12.3	11.8	11.3	10.8
粗大ごみ	18.4	16.3	16.7	17.0	17.4	17.7	18.1	18.4	18.8	19.1	19.5	19.8
資源	120.4	116.6	117.4	119.1	120.9	122.8	124.7	126.6	128.5	130.5	132.5	134.6
新聞	4.3	4.1	4.0	3.9	3.7	3.6	3.5	3.4	3.2	3.1	3.0	2.9
雑誌	28.9	27.9	28.6	29.4	30.2	31.0	31.9	32.8	33.7	34.7	35.7	36.7
ダンボール	19.7	19.3	19.0	18.6	18.3	17.9	17.6	17.2	16.9	16.5	16.2	15.8
紙パック	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
古布	8.1	7.3	7.5	7.8	8.0	8.3	8.5	8.8	9.0	9.3	9.5	9.8
ビン	18.6	18.5	18.5	18.4	18.4	18.4	18.3	18.3	18.3	18.3	18.2	18.2
缶	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2
ペットボトル	10.7	10.6	10.5	10.3	10.2	10.1	10.0	9.9	9.7	9.6	9.5	9.4
白色トレイ	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プラスチック（製品）	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0
プラスチック（容器）	19.8	18.6	18.9	20.1	21.4	22.7	23.9	25.2	26.5	27.8	29.0	30.3
粗大再利用	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小型家電・金属類	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2
金属類（資源化センター）	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有害性ごみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
直接搬入	10.4	10.1	10.7	11.2	11.7	12.2	12.7	13.3	13.8	14.3	14.8	15.3
可燃	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
粗大（許可）	3.2	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3	4.5	4.8	5.0	5.3	5.5
粗大	6.4	6.3	6.6	6.8	7.1	7.3	7.6	7.8	8.1	8.4	8.6	8.9
草枝	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
資源（施設持込）	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9
ダンボール	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
雑誌	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
剪定枝	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
缶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ	120.1	122.4	120.4	118.3	116.3	114.2	112.1	110.1	108.0	106.0	103.9	101.9
可燃ごみ	119.1	121.4	119.3	117.2	115.2	113.1	111.0	109.0	106.9	104.8	102.7	100.7
許可業者	113.6	115.6	113.3	111.0	108.7	106.4	104.1	101.8	99.4	97.1	94.8	92.5
事業所	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2	2.3
草枝	3.5	3.7	3.9	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	5.0	5.2	5.3	5.5
一般その他	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
不燃ごみ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
粗大ごみ	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1
総ごみ量（集団回収以外）	690.7	686.6	680.2	673.7	667.3	660.9	654.6	648.3	642.0	635.8	629.6	623.5

集団回収	56.3	55.1	54.1	53.2	52.2	51.4	50.5	52.1	53.7	55.4	57.0	58.6
びん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アルミ缶	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
スチール缶	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ペットボトル	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
新聞	21.9	21.1	20.4	19.7	19.0	18.3	17.7	18.4	19.1	19.8	20.4	21.1
雑誌・雑紙	18.4	17.8	17.1	16.5	16.0	15.4	14.9	15.4	16.0	16.6	17.2	17.8
ダンボール	12.1	12.3	12.7	13.0	13.4	13.7	14.0	14.4	14.7	15.1	15.4	15.8
紙パック	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
古布	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8



排出量

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
家庭系ごみ	30,812	30,385	30,151	29,755	29,445	29,088	28,814	28,386	28,040	27,699	27,409	26,976
可燃ごみ	21,684	21,597	21,305	20,843	20,442	20,007	19,630	19,148	18,723	18,301	17,914	17,432
不燃ごみ	844	855	828	796	767	737	709	677	648	619	591	560
粗大ごみ	991	880	899	913	929	944	960	972	986	1,000	1,015	1,025
資源	6,507	6,281	6,321	6,382	6,462	6,533	6,622	6,677	6,750	6,824	6,911	6,963
新聞	231	223	216	207	199	191	184	177	170	163	157	150
雑誌	1,563	1,502	1,542	1,575	1,614	1,651	1,695	1,730	1,771	1,813	1,859	1,898
ダンボール	1,066	1,042	1,023	999	977	954	934	909	886	864	844	818
紙パック	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
古布	439	393	407	418	430	441	454	464	475	486	497	506
ビン	1,005	997	995	988	984	978	975	966	960	954	950	941
缶	332	329	329	328	328	327	327	325	324	324	323	321
ペットボトル	579	570	563	554	546	537	530	520	511	503	495	485
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック（製品）	40	38	40	41	43	44	46	47	48	50	51	53
プラスチック（容器）	1,071	1,002	1,016	1,078	1,143	1,206	1,272	1,330	1,391	1,451	1,513	1,567
粗大再利用	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
小型家電・金属類	173	179	183	187	191	195	199	202	206	209	214	216
金属類（資源化センター）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有害性ごみ	52	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	52
直接搬入	564	546	574	599	626	651	677	700	724	748	773	794
可燃	29	27	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26
粗大（許可）	174	163	176	189	202	214	227	238	250	262	274	285
粗大	346	339	353	365	378	390	403	414	425	437	449	459
草枝	15	17	18	19	19	20	21	22	22	23	24	25
資源（施設持込）	170	171	169	167	165	163	161	159	157	154	153	150
ダンボール	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
雑誌	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
剪定枝	150	149	148	146	144	142	140	138	136	134	132	129
缶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	6,481	6,592	6,482	6,338	6,212	6,076	5,957	5,807	5,674	5,542	5,420	5,270
可燃ごみ	6,428	6,537	6,426	6,281	6,154	6,017	5,897	5,746	5,613	5,480	5,357	5,207
許可業者	6,132	6,227	6,104	5,947	5,808	5,660	5,528	5,367	5,222	5,078	4,944	4,784
事業所	84	89	93	96	99	101	105	107	110	113	115	118
草枝	189	198	208	217	226	235	245	253	261	270	278	286
一般その他	23	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	19
不燃ごみ	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
粗大ごみ	49	50	51	52	52	53	54	55	56	57	58	58
排出量（集団回収以外）	37,293	36,977	36,633	36,092	35,656	35,164	34,771	34,192	33,714	33,240	32,829	32,246

集団回収	3,042	2,970	2,915	2,848	2,791	2,732	2,683	2,749	2,822	2,894	2,970	3,029
びん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ缶	84	81	81	80	80	80	80	79	79	78	78	78
スチール缶	11	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10
ペットボトル	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
新聞	1,183	1,138	1,098	1,054	1,015	975	939	969	1,001	1,033	1,066	1,093
雑誌・雑紙	993	956	923	886	853	819	789	814	841	868	896	918
ダンボール	653	664	682	697	714	729	746	759	773	788	804	815
紙パック	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21
古布	95	97	97	96	96	96	96	95	95	94	94	93

処理処分量

不燃物処理		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
搬入	収集	844	855	828	796	767	737	709	677	648	619	591	560
	持込	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	合計	848	861	833	802	772	742	714	682	653	624	596	566
搬出	資源化	149	151	146	141	136	130	125	120	115	110	105	99
	焼却	698	709	686	660	636	611	588	562	538	514	491	466
	その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	848	861	833	802	772	742	714	682	653	624	596	566

粗大処理		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
搬入	収集	991	880	899	913	929	944	960	972	986	1,000	1,015	1,025
	持込	569	552	580	605	632	657	684	707	731	755	781	801
	合計	1,560	1,432	1,479	1,518	1,561	1,601	1,644	1,679	1,717	1,755	1,796	1,826
搬出	資源化	273	251	259	266	273	280	288	294	300	307	314	320
	焼却	1,285	1,180	1,219	1,251	1,286	1,319	1,355	1,383	1,414	1,446	1,479	1,504
	その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	合計	1,560	1,432	1,479	1,518	1,561	1,601	1,644	1,679	1,717	1,755	1,796	1,826

有害性ごみ		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
収集量		52	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	52
処理量		52	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	52

可燃物処理		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
搬入	収集	21,684	21,597	21,305	20,843	20,442	20,007	19,630	19,148	18,723	18,301	17,914	17,432
	持込	6,443	6,554	6,444	6,299	6,173	6,037	5,918	5,768	5,635	5,503	5,381	5,231
	不燃残渣	698	709	686	660	636	611	588	562	538	514	491	466
	粗大残渣	1,285	1,180	1,219	1,251	1,286	1,319	1,355	1,383	1,414	1,446	1,479	1,504
	焼却処理	30,110	30,039	29,653	29,053	28,536	27,974	27,491	26,861	26,310	25,763	25,265	24,633
搬出	焼却鉄	161	161	159	155	153	150	147	144	141	138	135	132
	非磁性物	403	402	397	389	382	374	368	360	352	345	338	330
	焼却灰	2,803	2,796	2,760	2,705	2,657	2,604	2,559	2,501	2,449	2,398	2,352	2,293
	骨材化量	196	196	193	189	186	182	179	175	171	168	164	160
	合計	30,110	30,039	29,653	29,053	28,536	27,974	27,491	26,861	26,310	25,763	25,265	24,633

資源化量		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
集団回収		3,042	2,970	2,915	2,848	2,791	2,732	2,683	2,749	2,822	2,894	2,970	3,029
分別資源		6,677	6,452	6,490	6,549	6,628	6,696	6,784	6,835	6,907	6,979	7,064	7,113
	家庭系資源化物	6,507	6,281	6,321	6,382	6,462	6,533	6,622	6,677	6,750	6,824	6,911	6,963
	事業系資源物	170	171	169	167	165	163	161	159	157	154	153	150
処理後資源		3,985	3,956	3,914	3,844	3,786	3,721	3,666	3,592	3,529	3,465	3,409	3,334
	不燃資源物	149	151	146	141	136	130	125	120	115	110	105	99
	粗大資源物	273	251	259	266	273	280	288	294	300	307	314	320
	焼却鉄	161	161	159	155	153	150	147	144	141	138	135	132
	非磁性物	403	402	397	389	382	374	368	360	352	345	338	330
	焼却灰	2,803	2,796	2,760	2,705	2,657	2,604	2,559	2,501	2,449	2,398	2,352	2,293
	骨材化量	196	196	193	189	186	182	179	175	171	168	164	160
合計		13,704	13,378	13,320	13,242	13,204	13,149	13,133	13,177	13,257	13,338	13,443	13,476
資源化率		34.0	33.5	33.7	34.0	34.3	34.7	35.1	35.7	36.3	36.9	37.5	38.2

## 6. 用語解説

【ごみ】		概要
あ	一般廃棄物	廃棄物には、大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があり、「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める 20 種類をいい、それ以外の廃棄物が「一般廃棄物」とされています。 「一般廃棄物」は区市町村が処理について責任を持ち、「産業廃棄物」は排出事業者が自ら処理することが原則です。
	エコセメント	エコセメントは、ごみを焼却処理した際に発生する焼却残さ（焼却灰等）や下水汚泥などを主原料とした新しい品質のセメントのことです。焼却灰 1 トン（含水率 30% の場合）からエコセメント約 1 トンが製造されます。焼却残さから鉄及び非鉄金属のみ回収し、残りは全てセメントに再資源化されます。
	エコショップ・スーパーエコショップ	ごみの発生抑制、減量化及び資源化により、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「多摩市エコショップ」として認定しています。各店舗のごみ減量への取り組み項目を基準に基づいて定量評価し、ランク付け（S・1・2・一般の 4 段階）を行い、ランクに呼応してごみ有料指定袋の販売委託料率を段階的に設定（12%・10%・8%・6%）しています。特に高評価店舗を従来のエコショップ以上という意味で「スーパーエコショップ」として認定しています。
	エコクッキング	エコクッキングとは、調理の工夫や食材を無駄なく使う方法など、エネルギーを上手に使い、食品ロスを減らせるような地球にも人にも優しい料理方法のことです。
	SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals の略で、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標のこと。 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
	温室効果ガス	主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス類で、なかでも二酸化炭素は大気中の約 0.04% とわずかですが、もっとも温暖化への影響度が大きいガスです。
か	カーボンニュートラル	「温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことを意味し、温室効果ガスの排出を完全にゼロにすることは現実的に難しいため、排出量から吸収または除去した量を差し引いて、全体としてプラスマイナスでゼロにするという考え方のこと。
	海洋プラスチックごみ	海洋を漂うプラスチックごみの中でも長期間かけて細かくなり、直径 5mm 以下になったプラスチックをマイクロプラスチックといいます。マイクロプラスチックは発生源の違いにより、一次マイクロプラスチック（製造時点で既に細かいプラスチック）と二次マイクロプラスチック（紫外線や波の作用等何らかの外的要因によって劣化し、細かくなったプラスチック）に分類されます。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されています。
	拡大生産者責任	生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なりユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。そうすることで、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようにインセンティブを与えようというものです。
さ	サーマルリサイクル	ごみの中には技術的に再資源化が困難なものや、選別などの工程が非常に複雑で再資源化を行うことが著しく不経済なものもあるため、ごみを原料として再利用するのではなく、焼却し熱エネルギーとして回収する方法のことを言います。回収した熱は発電や熱エネルギーとして活用できます。
	3010 運動	さんまるいちまる運動。宴会や会食で「最初の 30 分間と最後の 10 分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らす」という食品ロス削減に取り組む運動を言います。
	資源集団回収	自治会や管理組合、PTA、子供会、サークル、仲良しグループなどで協力し、古紙・びん・缶などの資源を回収する地域のリサイクル活動。多摩市では登録団体に対し、回収量に応じて補助金を交付している。

	資源化率	資源化率 (%) = (資源回収量(t)+集団回収量(t)) / (家庭系、事業系の総ごみ量(t) + 集団回収量(t))
	循環型社会	まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。
	食品ロス	売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品。もともと食べられない部分（骨、種など）は食品ロスに含まれません。日本の食品ロス量年間 522 万トンのうち、事業系は 275 万トンで、主に規格外品、返品、売れ残り、食べ残しなど、家庭系からは 247 万トンで、主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、皮の剥きすぎなど（過剰除去）が発生要因となっています。
	焼却残さ	ごみを焼却した際に発生する残さのこと。焼却灰（燃えがら）とばいじん（焼却時に発生した排ガスとともに運ばれ、集じん器によって集められた微細な灰）からなる。
	製品プラスチック	プラマークのついていないプラスチックのみでできた製品で、容器包装プラスチック以外のプラスチック類のこと。
た	(多摩市) 食べきり協力店	食品ロス（まだ食べることができるにも関わらず廃棄されている食品）を減らすために、市と食品ロスの削減に取り組むお店を「多摩市食べきり協力店」として登録しています。
	中間処理	焼却・脱水・破砕・選別などによる減容（ごみの体積や重量を減らすこと）を行い、最終処分場に搬入後、環境に悪影響を与えないように処理することを「中間処理」と言います。
	長寿命化総合計画	廃棄物処理施設のストックマネジメントに関し、所管自治体が定める具体的な計画。長寿命化総合計画は、施設保全計画（施設の性能を長年に維持していくために、日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」「保全方式の選定」「機器別管理基準の設定・運用」「設備・機器の劣化・故障・寿命の予測」等の計画）と延命化計画（施設の性能を長年に渡り維持するためには、適切な施設の保全計画の運用に努めることが重要であるが、それでもなお生ずる性能の低下に対して必要となる基幹的設備・機器の更新等の整備を適切な時期に行うことにより、施設を延命化する計画）を指す。
	店頭回収	店頭回収は、スーパー等の小売店の店頭で回収容器を設置し、家庭で洗浄した容器包装（食品トレイやペットボトルなど）を持参してもらう仕組み。
な	生ごみリサイクルサポーター	多摩市のごみ減量を目的に行政と協働で生ごみの自家処理の普及啓発を行い、講習会の講師や情報交換会、研修会等の実施などの活動を行っています。
	難再生古紙	防水加工された紙類やレシート用紙、カーボン紙、アルミ付き紙パックなど、リサイクルが困難なため、燃やせるごみとして排出している古紙類
は	廃プラスチック	廃プラスチック類とは、一般廃プラスチックと産業廃プラスチックの 2 種類に分類され、一般廃プラスチックは主に家庭から排出されるプラスチックごみのことで、産業廃プラスチックとは製品の製造・加工、流通過程から出るスクラップや包装資材など、主に工場や店舗などの事業所から出るプラスチックごみを指します。
	バイオマス	バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、「動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源（石油などの化石燃料を除く）」のことです。主に木材、海藻、生ごみ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指します。化石燃料と違い、バイオマスは太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が生成するものなので、持続的に再生可能な資源であることが大きな特徴です。バイオマスの種類は主に「廃棄物や未利用のもの」、「資源作物」に大別されます。
ま	ミックスペーパーリサイクル	ミックスペーパー（雑紙）とは家庭で不要となった投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、お菓子の箱、ティッシュの箱、メモ紙、ノート、はがき、厚紙、封筒などの紙全般を指し、可燃ごみとしてではなく、行政回収や資源集団回収へ出してリサイクルを促すもの。

	みどりのリサイクル	緑豊かな多摩市内で発生する大量の草枝ごみのほとんどが焼却処分されていますが、環境負荷の少ない循環型社会の構築のためには、草枝ごみの減量と資源化の推進のための取り組みのこと。以下の施策を中心に実施しています。（多摩清掃工場への草枝ごみ直接持込分の手数料の減免除外、土壌改良材の増産等のエコプラザ多摩の一層の活用、簡易たい肥器「タヒロン」の団体貸出し制度の実施等、自区内処理の推進）
や	容器包装プラスチック	容器包装プラスチックとは、中身（商品）を取り出したり、使い切った後に不用となるプラスチック製の「容器（入れもの）」や「包装（包み、袋）」をいい、対象となるものにはプラマークがついています。
	4R運動	循環型社会を構築するために廃棄物処理やリサイクルの優先順位として別項目で説明されている3R（リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）、リユース（Reuse=再使用）、リサイクル（Recycle=再資源化））に1R「リフューズ（Refuse=断る）」をプラスしたものの。
ら	リターナブル容器	ガラスびんやプラスチック製容器、金属製容器など繰り返し使用（リターナブル）される容器のことを言います。ワンウェイ（一回の使用で廃棄してしまうもの）容器・包装をリサイクルするよりも環境負荷が小さい。

【生活排水】		概要
か	公共下水道	主に市街地の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する施設のこと。公共下水道には、個別の終末処理場を持つ単独公共下水道と、処理を流域下水道へ任せる流域関連公共下水道がある。
さ	（生活）雑排水	生活排水のうち、し尿を除く排水のことで、台所、洗濯、風呂などから出される排水のことを言います。
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の清掃により排出される汚泥のことを言います。
	生活排水	「生活排水」とは、トイレ、台所、洗濯、風呂などから出される生活に起因する排水のことを言い、そのうち「し尿」とは、生活排水のうち、トイレから出される排水のことを言います。
	生活排水処理施設	生活排水をきれいに処理する施設を生活排水処理施設と言います。生活排水処理施設には、大まかに「集合処理方式」と「個別処理方式」があり、集合処理方式には下水道や農業集落排水施設、コミュニティプラントが含まれ、また個別処理方式には合併処理浄化槽が挙げられます。
た	単独処理浄化槽	一般家庭等から排出されるし尿を処理し、河川などに流すための装置。し尿の他、台所、お風呂など生活排水を対象とする浄化槽は合併浄化槽と言います。現在、単独浄化槽の新設は禁止されています。
な	農業集落排水処理施設	農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水環境に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため、農業集落における生活排水を処理する施設のこと。
は	BOD（生物化学的酸素要求量）	水中の汚濁物が、水中の細菌によって分解されるときに必要な酸素の量のこと。水の汚れ具合を示す指標のひとつであり、好気性微生物が一定時間中に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する水中に含まれる酸素量。値が小さいほど水質は良いと言えます。
ら	流域下水道	複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するための下水道で、一般的に河川の流域に沿って設置され、流域幹線と終末処理場を持ち、都道府県（建設事務所のほか公社や組合など）が管理しています。



多摩市一般廃棄物処理基本計画

印刷物番号

〇〇-〇〇

発行日 令和5年3月

発行 多摩市

編集 環境部 ごみ対策課

〒206-0024

東京都多摩市諏訪六丁目3番地2

TEL042-338-6836（直通）